

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への

付託につき韓国政府に申入れについて

情報文化局

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に關し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至つては、同島に警備員を常駐せしめるとともに、韓国の標識を建設し、

また燈台を設置してこれを關係国政府に通報する等既成事実をつくり、実力による支配を確立せんとしている。

事情かくの如き次第であるので、今後この紛争につき両国間の直接交渉を継続しても、その解決は極めて困難と認められるのみならず、第三国による斡旋も問題の性質上期待をかけ難いものと考えられる。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解決を図るため、今回九月二十五日付在京韓国代表部に対する口上書をもつて、別紙(一)のとおり、両国政府の合意により問題を国際司法裁判所に付託することをわが方より提議した。

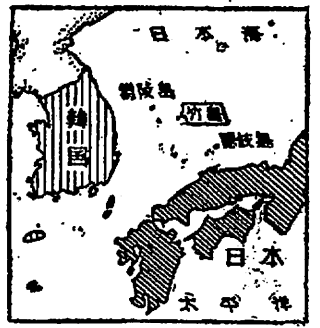
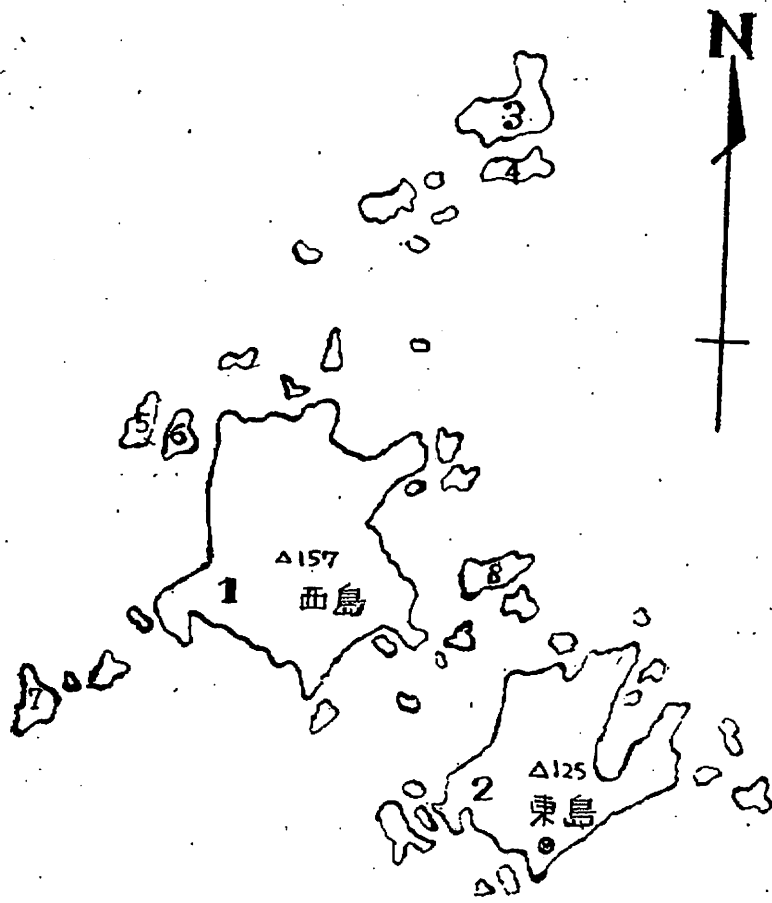
わが方は、右付託の提議と同時に、国際司法裁判所の判決のあるまでの期間竹島において紛争の発生を防止するための具体的措置につき韓国政府と協議する用意のあることをも併せて申入れた。なお、戦後における竹島問題の経緯は別紙(二)のごとくであり、また、韓国側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠として示した歴史的及び国際法上の見解(昭和二

十九年二月十日付在京韓国代表部あて口上書の(附屬)は別紙(三)のとおりである。

口上書

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表すとともに、竹島の領有問題に關し、次のとおり申し述べる光榮を有する。

一 日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓国領土なりとする大韓民国政府の主張を、いじの公文、特に一九五四年二月十日付外務省口上書(第二第十五号)をもつて反ばくしてきた。しかしながら、大韓民国政府は、日本国政府の見解を全く無視した。のみならず日本国政府



の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯同島周辺の日本国領海内における漁猟並びに同島における大韓民国領土標識及び燈台の設置等の不法行為が繰り返され、更に、最近同島の現況調査のため派遣された日本国巡視船が同島より突然銃撃を受け損害を被るに至つた。

二 本件は国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることであると認められる。日本国政府は、紛争の

竹島附近

- 島根県実測図
- 1 十六町八反歩
 - 2 五町四反歩
 - 3 六反歩
 - 4 六畝二十歩
 - 5 六畝十八歩
 - 6 六畝十八歩
 - 7 七畝十四歩
 - 8 六畝二十歩
- 外十九箇所 一反
九畝歩
計二十三町三反
三畝歩

平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する。

三 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして權威ある機関、すなわち、国際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、国際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

四 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せられんことを要請する。

昭和二十九年九月二十五日

竹島問題の経緯

(1) 竹島問題の発端

竹島は史実からみて古来日本国領土の一部であることは明白であり、国際法上もこれに何らの疑念をほさむ余地は存しない。この竹島に韓国が領有権を主張したのは、昭和二十七年（一九五二年）一月十八日、李承晩韓国大統領が所謂李ラインに関する宣言を行い、同ラインの中に竹島をとり込んだことに端を発している。

日本政府は直ちに、この李ラインの設定について抗議したが、その際竹島についても、韓国がこれに領有権を主張しているかのように見えるが韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない旨明らかにした。これに対して韓国側は二月十二日、終戦後連合国軍最高司令官の覚書により総司令官が竹島を日本領有から明白に排除したと断じ、また、所謂マツカーサー・ライン外に同島が置かれた事実を指摘して、これらの事実は同島に対する韓国の要求に同意し、これを確認するものであると主張して来た。

しかしこれらの総司令官の覚書にはこれらの措置は国家統治権、国際的境界または漁業

権の最終的決定に関する連合国の政策の表明ではないことをはつきり断つていたのであつて、これによつても韓国側の主張にはなんらの根拠がないことは明らかであるので、わが方は右の点を同年四月二十五日に指摘してその主張を反駁した。

(2) 平和条約の発効と韓国側の不法行為

(イ) 同年四月二十八日平和条約が発効したことにより、竹島にはわが国の行政権も再び及ぶことになった。しかし同年七月二十六日日米行政協定に基き在日米軍の演習場としてこれを提供したので、日本漁民が同島を実際には使用できなかつた。右演習場指定は翌三十八年（一九五三年）三月十九日解除された。

(ロ) しかるに、右指定解除後の五月二十八日、島根県の水産試験船が竹島附近に赴いたところ、韓国漁民約三十名が竹島に不法上陸しているのを発見し、韓国がなお、わが国の領有権を無視していることが明らかになった。

(ハ) かかる韓国漁民の竹島上陸及び同島附近に於ける漁業従事に対して、わが方は海上保安庁巡視船を随時同島に派遣して取締りに当たるとともに、韓国政府に対し

ではその都度文書をもつて嚴重抗議し、不法行為の防止方を要求したが、韓国側は些かもこれに応じなかつた。昨年中海上保安庁巡視船が十数回にわたり同島に赴いたところ韓国側の侵犯の事実が少なからず確認され、この間昨年七月十二日には韓国警察官の不法なる銃撃を船体に蒙る事件が発生した。また、わが方は、過去四回にわたつて竹島に竹島が日本国領なる旨の標柱を樹てたが、いずれも韓国側によつて撤去されてしまつた。

(3) 竹島領有の根拠に関する文書の往復

この間わが方は、竹島領有に関する韓国側の誤解をただすため、歴史的にも国際法上も竹島が日本国領土なる所以について詳細説明した文書を昨年九月十三日付で在京韓国代表部を通じて韓国政府に送つたところ、韓国政府はこれに対し九月九日付で長文の反駁を提示し、その竹島領有の根拠として各種の資料を挙げて来た。

しかしながら先方の主張はすべて歴史的文献の誤解、歪曲あるいは国際法に対する充分な認識の欠如に基くものであり、何等韓国領有の正当性を裏付けるものでなかつた。わが方は本年二月十日、韓国側主張の根拠を一々

反駁するとともに、竹島はあらゆる角度からみて完全な日本国領土である旨を重ねて詳細申入れた。

しかるに韓国側はみぎに対して何ら応答して来ないばかりでなく、本年五、六月にも韓国漁民の竹島侵犯は累次繰返され、七月以降遂に同島に警備員を常駐せしめ、八月初めにはこれに燈台を設置するなど、實力を行使して同島を不法占拠するに至つた。

竹島に関する一九五三年九月九日付韓国政府の見解に対する日本国政府の反駁

一、日本国政府は、本件に関する韓国政府の見解について慎重に検討した。日本国政府は、韓国側がその主張を各種の資料に基づき立証しようとして試みていることに対しては、これを歓迎するものである。日韓両国がかかる立場に立つて、本問題を虚心に検討するならば、その結論はおのずから明白となるであろう。

二、しかしながら、韓国側がその主張の根拠として挙げているところは、遺憾ながら右の立場に徹しているとはいえない。文献や事実の引用は不正確であり、またこれに対する解釈も誤解にみちんでいて、韓国側主張の裏付となるものではない。その主要なものを挙げれば

ば左のとおりである。

(1) 韓国側は、古く竹島が韓国において認められていた証拠として『世宗実録』にある于山島「東国輿地勝覽」にある金自周の調査した三峰島というのがいづれも今日の竹島であると主張している。

しかしこれらの文献にある三峰島や于山島が、今日の竹島であるということは論証していない。のみならず『東国輿地勝覽』にある金自周の記事というのは、実は『成宗実録』の誤である。

他面われわれは、韓国の文献のうちには、三峰島や于山島を鬱陵島にほかならないと見ている事実を指摘することができる。現に韓国側で引用している前記『世宗実録』の于山武陵に関する記事においても、この記事に引続いて『新羅時称于山国一云鬱陵島』という一節がある。また『東国輿地勝覽』の于山島鬱陵島に関する記事の中でも、「一説于山鬱陵本一島」と述べられている。さらに『文献撮録』のごときは、次のように述べて、三峰島、于山島、鬱陵島がいずれも同一の島であることをきわめて明瞭に説明している。

「鬱陵島在尉珍正東海之中 清明則峯

頭山根歴々可見 地広土肥 以其産竹故謂竹島 以有三峯故謂三峯島 至於于山、羽陵、蔚尉、武陵、磯竹皆音訛而然也」

なお韓国側は、竹島が「独島」の名によつて、韓国人の間に知られていたとも称しているが、韓国の古文獻、古地図について見ても、右に関する事例を見出すことはできない。

(2) 韓国側は『肅宗実録』によると、一六九六年（元祿九年）に安龍福等が鬱陵島及び独島（竹島）に赴き、「これら二島が朝鮮に属することを告げて、これら二島に接近しないよう日本船に強く警告した」と述べ、さらにこれによつて「この朝鮮人は、朝鮮の版図の不可分の一部である鬱陵島及び独島の水域を日本国民が侵犯しないように護つた」と称している。しかし『肅宗実録』の右記事は、帰国後備辺司に取調を受けた際の彼の供述によつたものであり、その内容には虚偽が多い。彼は鬱陵島において日本漁船に於いて鬱陵島及び独島に近接しないように警告したと述べているがこの年に日本漁民は鬱陵島に渡航していない。当時の朝鮮国政

府は、彼を不法出国の廉により逮捕し、流刑に処しているのであつて、この事実よりするも安龍福事件に関する韓国側の主張が根拠あるものではないことが、了解されるであらう。

(3) 韓国側は、竹島が朝鮮によつて所有され、有効的に経営されていた証拠であるとして、(a)一九〇六年に鬱陵島郡守沈興沢は「本郡に所屬する島である独島」と報告している。(b)中井養三郎は竹島を朝鮮の領土の一部と信じて、日本農商務省に対し当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう申請した。(c)樋畑雪湖はその論文で、竹島が朝鮮領土の最東境であると述べている。(d)『朝鮮沿岸水路誌』では、竹島を鬱陵島の附屬島とみなしている。(e)一九〇四年十一月軍艦対馬は、鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告している。(f)日本国民が調査した朝鮮漁業の「調査」において、竹島は朝鮮に屬する島として言及している。等のことを挙げている。しかし右はいずれも文献や事実の引用が不正確であつて、韓国側主張の根拠となるものではない。

(a) については、正しい原文が示されていないので意見を述べることはできないもつともこの年の三月、島根県事務官神田由太郎以下四十数名のものが、その前年島根県に編入された竹島の实地調査をなし、その帰途鬱陵島に寄港して郡守沈興沢に面会している。その際神田は竹島で捕獲した海驢一頭を郡守におくつたがこれに対して郡守は遠来の労を謝し、贈物に対して謝辭を述べている。もしも郡守が当時竹島を鬱陵島に所屬する島として取り扱っていたならば、当然かかる応接振りはなかつたはずであらう。

(b) については、韓国側は、一九二三年(大正一二)六月発行(韓国側は七月と称している)の島根県教育会編さんの『島根県誌』によつたものであるが、同書には中井は竹島の「領土編入並びに貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徴し閣議にて領土編入に決した」とあつて、韓国側の指摘するように、当時の朝鮮政府から同島を借りる許可を得るよう日本農商務省に申請したとは書いてない。もつとも、同書にも、中井は竹島を「朝鮮領土なりと思

考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」との一節はある。しかし、中井が隠岐島庁に差出した竹島に関する説明によれば、中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、経営していたことを信じていたのであつて、右「朝鮮領土なりと思考し」云々の記事は編者の誤解に基くものといえる。

(c) については、この論文の發表された一九三〇年(昭和五)には、竹島は島根県に所屬しており、朝鮮の江原道の管轄下になかつたから、明らかに筆者の誤りである。筆者がこの誤りをおかしたのはこの論文に引用している文献の取扱によつても知られるように、筆者は古く竹島といわれていたのは鬱陵島であり今日の竹島でないことについての認識のなかつたことに起因している。

(d) については、本来、水路誌は使用者の便宜のために編さんされているものであり、島の帰属とは関係はない。たまたま、竹島が鬱陵島附近を航行する際に關係ある島なので、それを鬱陵島の項において併記したにすぎない。同時に竹島は隠岐列島附近を航行する場合にも關係が

あるので、『本州沿岸水路誌』第二巻第二編本州北西岸南西部の項でも、竹島を「隠岐列島及び竹島」として載せておるわけであり、水路部が竹島を鬱陵島の附屬島として扱っているものではないことは明らかである。

(e) については、『朝鮮沿岸水路誌』によれば、軍艦対馬の報じているのは竹島の「東方島ニ漁夫用ノ菰葦小屋アリシモ風浪ノ為甚シク破壊シアリト謂フ」との一項だけである。韓国側の引用している鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事しているとの記事は、水路誌の編者が伝聞によつて記した後年の竹島事情であつて、軍艦対馬の報告ではない。しかも原文には「鬱陵島ヨリ渡来スルモノ」とあつて、韓国側の指摘するように「鬱陵島の住民」とは書いてない。右記事は後年鬱陵島を根拠にアワビ、ワカメ等の採取に竹島に出かけた日本人及びそれに雇われた朝鮮人をさすものと思われる。

(f) については書名が明示されていないが、おそらく右は隆熙四年(明治四三一九一〇)五月発行の韓国農商工部水産

局編さん『韓国水産誌』をさしていると考えられる。

しかし同書の朝鮮半島東部漁業について記した第二しゆうには「独島」という名称の島はなく、「竹島」という島はいずれもその位置から見て、問題の竹島とは別個のものである。

(4) 韓国側は、一九〇四年(明治三七)二月二十三日の日韓議定書と八月二十二日の日韓協約によつて、日本は「韓国政府に対する数名の日本人外交顧問の勤務を保証」させ、且つ戦略的見地から必要とあれば朝鮮の領土のいかなる部分をも占領することができた」と述べている。

しかし前者の「日本人外交顧問うんぬん」は、日韓協約第二項によると「韓国政府は日本政府の推薦する外国人一名を外交顧問として外部に傭聘し」とあつて実際に傭聘されたのも、米人ステーションであつた。また後者についてもその引用が正確でない上に、この規定は元來日露戦争に際して韓国の領土保全の目的を達成するため、必要に応じて軍略上必要な地点を一時的に使用することを取極めたものによらず、竹島の邦領編入措置と

はなんらの関係もない。

(5) 韓国側は、平和条約の領土条項は一九四六年(昭和二一)一月二十九日付SCAPIN第六七七号に基く連合国最高司令官の行政権停止措置を、実質的变化を加えることなしに確認したものであると主張している。

しかし、すでに一九五一年(昭和二六)十二月五日付総司令部覚書によつて、前記SCAPINによつて日本政府の行政権が停止されていた南西諸島中の北韓三〇度と二九度の間の島々が、日本政府の行政管轄下に復し、また一九五三年(昭和二八)十二月には、奄美群島の行政権も日本側に返還された。

さらに残りの南西諸島及び孺婦岩の南の南方諸島、沖の島島南島島に対しては日本に「残存主権」のあることが明らかにされている。同じく前記SCAPINによつて行政権の停止された齒舞群島についても、日本が平和条約に基いて権利権限及び請求権を放棄すべき「千島列島」の中には包含されていないとの見解が、サンフランシスコ会議においてダレス米全権によつて明らかにされている。

以上の事実は、實際上の措置から見ても、總司令部覚書と平和条約との間には関係がないことを明らかにしている。

三、つぎに近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(1)国家としての領有の意思、(2)その意思の公示、(3)適当な支配権力の確立である。

しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱ひ、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であつたと認められる。

竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によつて航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代將軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されるとともに同島において漁獵も行われていた。右に示る文献としては、

寛文七年(一六六七)の出雲藩士齋藤某編

『隠州視聽合紀』

延宝九年(天和元年一六八一)の大谷九

右衛門勝信手記

寛保元年(一七四一)の大谷九右衛門勝房

より長崎奉行所あて口上書

宝暦年間(一七五一—一六三)の北園通著

『竹島図説』

享和元年(一八〇一)の矢田高当著『長生

竹島記』

等、きわめて多くのものがあり、地図として

は、

享保年中(一七二〇年代)の鳥取藩主池田

家旧蔵「竹島図」

安永四年(一七七五)の長久保赤水の「日

本輿地路程全図」

等をはじめ、江戸時代中期以降の古地図に、その例はきわめて多い。ことに池田家旧蔵「竹島図」は幕府の命令によつて調整し、提出されたものの控であつて、公的性質を持つものであり、その内容も今日の竹島について当時きわめて正確な地理的知識のあつたことを伝えている。

これに反して今回韓国側が挙げているところによるも、韓国において竹島を古く認知しこれを利用していたことを確認することはできない。

これを歴史的事実について見ても、李朝初期以来、長期にわたつて鬱陵島に対し「空島

政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない。

以上のとおり竹島は古く日本人に知られ、日本領土の一部と考えられ、日本人によつて利用されていた反面、韓国側にはこれらの事実はなく、また韓国との間に同島をめぐる領土権の争われたこともないので、古くから日本の領土として認められる。

四、近代国際法により必要とされる領土取得の要件については、明治三十八年(一九〇五)一月二十八日の竹島の領土編入に関する閣議決定によつて国家の領有の意思確認が行われさらに、明治三十八年(一九〇五)二月二十二日の島根県告示によつて国家の領有の意思の公示が行われた。この地方庁による告示は当時日本が先占の際に慣行した告示方法であつて、国際法上の公示の要件を満たしている。

以上のほか正式の領有が成立するためには適当な支配権力の確立を必要とするが、これについては、明治三十八年(一九〇五)八月には島根県知事松永武吉が、また翌年三月には島根県第三部長神田由太郎の一行四十数名

が竹島を実地に調査し、また三十八年五月十七日には、隠岐島司の上申に基き、竹島の面積が官有地として土地台帳に掲載された。

一方竹島のアシカ漁業については、明治三十八年四月十四日島根県令第十八号をもつて「漁業取締規則」を改正して許可制とするとともに、同年六月五日には、中井等四名に対し正式の免許を与えた。その後その事業に消長はあつたが昭和十六年戦争によつて中止するまで事業は続けられ、免許者からは毎年土地使用料が国庫に納入されていた。その間数次にわたり、竹島の漁業に関する漁業規則は改正された。

昭和十五年（一九四〇）八月十七日、竹島は舞鶴鎮守府に海軍財産として引継がれたが右海軍用地は舊時アシカ漁業権を有していた八幡長四郎にその使用が許されその際鎮守府司令長官は、同島使用心得を書いた命令書を交付した。

以上の事實は、日本が竹島に対し継続的に支配権を行使したことを意するものであつてこれらより見て、近代国際法から見ても日本の竹島領有の要件は完全に具備されているといえる。

五、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題と

しているが、明治三十八年の竹島の島根県編入前後において、竹島を韓国領とは考えていなかったことは、次の事實からも明らかである。

(1) 光武五年（明治三四—一九〇一）刊の玄采著『大韓地誌』（光武九年二冊本として再刊）には韓国領土の東限を東経一三〇度三五分としており、竹島は含まれていない。著者は学部職員であり、学部編しゅう局長の序もあるので当時の權威ある著者と見られる。

(2) 民国四年（大正四—一九一五）刊の太白狂奴著『韓国痛史』も韓国領土の東限を東経一三〇度五〇分としており、これもまた竹島は含まれていない。

この書物は日本の朝鮮統治に反対してその独立を企図し、上海に亡命した一人によつて編さんされたものであり、竹島について関心があれば当然これが取り上げられるべきである。

六、これを要するに、韓国側の説明によるもまたわれわれの調査によるも、韓国側が古く竹島を領有し、これを有効に経営していたことを証明する証拠は見出されない。

これに反して、歴史的事實から見ても、ま

た国際法上の領土取得の要件から見ても竹島の日本領有は、疑問の余地はない。

十月号 内容

西独経済復興の原因

西ドイツの輸出振興

措置について

欧州支払同盟の更新

米中間選挙予選の現況

〔論文〕

チトーとソ連

〔論文〕

ジラス事件

中共—ソ連の

潜在的競争者

東南アジア各国に対する

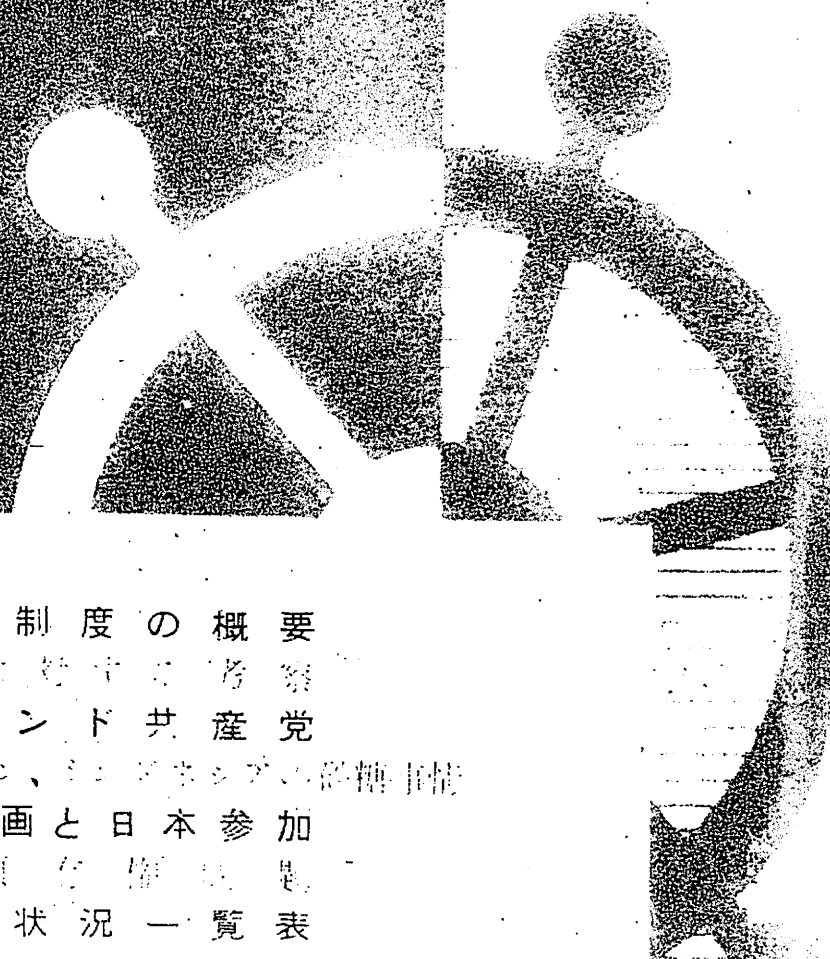
国連拡大技術援助計画の

実績と新規計画

外務省情報文化局編

海外調査月報

11月



主要目次

西独議会制度の概要
新戦路に對する考察
今日のインド共産党
台湾、フィリピン、シンガポールの経済事情
コロンボ計画と日本参加
東南アジアの植民地
国交回復状況一覧表

1954